

第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第4回） 会議録

- 1 会議名 第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第4回）
- 2 日時 平成28年8月18日（木）午後7時から午後7時40分
- 3 会場 東久留米市役所4階 庁議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、伊藤委員、本田委員、齋藤委員、園田委員、鈴木（久）委員、鈴木（し）委員、我謝委員、高崎委員、島崎委員 以上10名
- 5 欠席委員 岡野委員（副会長）、小玉委員、森田委員、遠藤委員 以上4名
- 6 事務局 内野福祉保健部長、小堀介護福祉課長、松下係長（保険係）、田中係長・松本主事・水村主事（以上、介護サービス係）、三上係長・伊藤主事・小高主事・菅野主事・並木主事（以上、地域ケア係）
- 7 傍聴人 3名
- 8 次第 第6期介護保険運営協議会（第4回）
 - （1）開会あいさつ
 - （2）配布資料の確認
 - （3）議題
 - 議題1 介護保険運営協議会（第3回）会議録（案）の確認
 - 議題2 地域包括支援センターについて
 - 議題3 新しい総合事業の方向性④について
 - （4）その他
 - （5）閉会
- 9 配布資料
 - 【資料1】第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第3回）会議録（案）
 - 【資料2】地域包括支援センターについて
 - 【資料3】新しい総合事業の方向性④について
 - 【情報提供】地域密着型サービスの訪問介護・訪問看護型のサービス
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

※資料1のみ事前配布

10 第6期介護保険運営協議会（第4回）の開催

（1）開会あいさつ（省略）

（2）出欠席者等の確認

- ・出席者 10名、欠席者 4名。定足数に達しており会議は成立
- ・傍聴人 3名入室

【事務局】 配付資料の確認（省略）

（3）議 題

① 議題1 介護保険運営協議会（第4回）会議録（案）の確認

【会 長】 本日の議題に入る。議題1について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料1の会議録（案）につきましては、事前に委員の皆様へ郵送している。この会議録（案）は、前回8月18日の第4回目の会議の内容を要点筆記したものである。本日、議題1の中で、委員の皆様から承認を得た上で市の公式ホームページに掲載する。

【会 長】 事前に見てこられたと思うが修正点などあったら発言していただきたい。

【委 員】 （特になし）

【会 長】 では、これで公表していただきたい。

【事務局】 承知した。

② 議題2 地域包括支援センターについて

【会 長】 議題2について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 本運営協議会の所掌事務として、地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の公正、中立性の確保に関する事項がある。これまでも、市では、包括の適切な運営を確保していく視点から、適宜、報告を行ってきたと認識している。本日は、資料により、市とセンターのかかわり合いを含め、事業運営の内容などを報告する。

事務局では、来年度以降もこの時期の運営協議会の議題で取り上げていきたいと思っている。なお、今後、どのような資料を用意し、報告していくかは、引き続き、検討する。本日はこのような形式での報告となるが委員の皆様の理解をお願いしたい。

【事務局】 資料2で「地域包括支援センターについて」を報告する。

「1 地域包括支援センターの事業運営について」は、資料2の別紙で説明する。

「1 適切な事業運営に向けた取り組み」としては、当該年度の事業実施に際し、年度当初に各センターより事業計画を提出させている。事業計画には、センターへの委託内容ごとに項目を設けて、当該年度の目標と具体的計画、さらには事業を実施することにより

期待される効果を明らかにしている。

「２ 事業計画項目」には、総合相談支援などの総合相談、成年後見・権利擁護の専門相談などの権利擁護、ケアマネジャー支援などの包括的継続的ケアマネジメント、二次予防対象者のプラン作成などの介護予防マネジメント、サポーター養成講座などの任意事業、地域づくりネットワークの地域ケア会議の運営、生活支援コーディネーターの配置の生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員の配置の認知症地域支援推進員、業務遂行にあたっての職員体制の構築など職員体制の項目がある。

提出された事業計画は、１０月から１１月頃に、センターごとにヒアリングを実施し、ＡからＣの３段階の自己評価と、課題の洗い出しを行う。年度末には、センター長や法人事務長出席のもと、評価と課題を情報共有し、次年度の計画に反映するＰＤＣＡサイクルの取り組みに努めている。

「３ 職員体制の状況」は、各センターにおける平成２７年度の職員体制である。

- ・ 東部地域包括支援センター…１２月に社会福祉士１名増員、年度末時点で９人体制。
- ・ 中部地域包括支援センター…３月に介護支援専門員１名減員、年度末時点で７人体制。
- ・ 西部地域包括支援センター…５月に看護師１名増員、年度末時点で８名体制。

この人員体制は、いずれのセンターも非常勤の事務職員１名を加えた数字となっている。

この結果、いずれのセンターにおいても人員基準を逸脱しているといった状況はないが、増加する対象者、困難ケースなどを鑑みるに、今後も、状況を把握しながら法人とも協議し、精査していきたいと考える。

各センターの事業実施について、市でも事業計画や事業の進捗状況や課題について確認し、事業が適正かつ効率的に運営されるよう努めている。ただし、次年度以降の介護保険運営協議会において、どのような形で報告するのが良いかは、引き続き検討し、対応していきたいと考える。

続いて、資料２「２ 地域包括支援センター窓口の拡充について」を説明する。

１０月１日開設予定に向けて現在準備を進めている。

- ・ 東部地区…氷川台２－６－６、特別養護老人ホームマザアス東久留米西側隣接。現在の居宅介護支援事業所、マザアス氷川台のスペースを予定。
- ・ 中部地区…南沢５－１８－３６、特別養護老人ホームシャローム東久留米内に予定。

新規開設の窓口と既存の窓口の位置づけを説明する。新規開設窓口を本部機能とする。理由は、現在でもセンター閉所時に、夜間も２４時間対応で法人本部が電話受付を行って

いる状況がある。そのため、高齢者虐待等の緊急時の対応を考慮し、より法人本部と近接した（新規開設）窓口を本部とする。なお、本部でも既存窓口と同様に相談を受け付ける。

「（３）名称について」説明する。既存の窓口は、現在と機能が変わらないため、同じ名称のままとする。新規開設の窓口は、東部地域包括支援センター本部、中部地域包括支援センター本部とする。

「職員体制について」説明する。東部、中部地区ともに、本部には生活支援コーディネーターが常駐する。センター長は、本部に軸足を置きながら、必要な連携を図る中で、柔軟な対応をとっていくことになる。ほかの職員については、業務に支障を来すことのないよう、それぞれのスペースに応じた人数が配置することになる。

【会 長】 この件について、意見、質問等があるか。

【委 員】 事業計画やPDCAサイクルなどに関し、様式は統一されているか。

【事務局】 様式は、事業計画項目を含め統一している。

【委 員】 AからCの３段階評価について、その評価基準は設けているか。

【事務局】 はい。評価基準について説明する。

- ・ A…自主的に取り組んでいる。
- ・ B…ある程度取り組んでいる。割合は概ね７０％程度。
- ・ C…自主的な取り組みが不十分である、割合は５０％以下。

【委 員】 承知した。

【会 長】 他にあるか。

【委 員】 生活支援コーディネーターはセンターの職員の中に位置づけられるのか。

【事務局】 はい。当市では、２８年度から設置している。なお、資料２別紙「３ 職員体制の状況」の表中で「生活支援CN」と略記しているが、いずれのセンターも「一」としてあるのは、２７年度にはすべてのセンターにまだ設置されていなかったことによる。

【会 長】 他にあるか。

【委 員】 （なし）

【会 長】 では、この件については異議なしとする。

③ 議題３ 新しい総合事業の方向性④について

【会 長】 議題３について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】 資料３により、現時点の総合事業の概要と今後の予定について説明する。

「1 事業者向け説明会の開催について」、7月27日に事業者向け説明会を開催し、本市の新しい総合事業の現状の報告と、事業者との意見交換を行った。34事業所、63名が参加した。

「2 概要について」説明する。

「多様なサービスの対象者」について、多様なサービスとは、具体的には、従来型の通所介護、訪問介護以外のサービスであり、本市ではA型とC型を実施する。

対象者は、従来の介護予防通所介護、介護予防訪問介護サービスの希望者および利用者と、基本チェックリストの該当者、要介護認定の結果、要支援に該当した方となる。身体的に回復の見込みがある方が対象である。また、身体介護が必要な方および認知症の症状がある方は要介護認定を受け、現行と同様のサービスを利用することになる。

「実施するサービス」を説明する。通所・訪問サービスともに、現行の通所介護、訪問介護相当の従来のサービスに加え、多様なサービスとして、C型とA型を実施する。

- ・C型サービス…リハビリ専門職が関与する原則3カ月間の短期集中の予防サービス。
- ・A型サービス…従来型サービスから、サービス内容、人員等の基準を緩和したサービスで、一定の養成を受けた市民がサービスにかかわることが可能となる。

「各サービスの単価、基準」を説明する。従来型およびC型の単価は、通所・訪問サービスともに、現行の予防給付の単価と同程度を想定している。A型の単価は、現行単価の90%から95%程度を想定している。従来型およびC型の人員は、現行と同程度を想定している。A型の人員は、資格のない市民によるサービス提供が可能となるよう、利用者の安全面等を考慮しつつ緩和していく予定である。

「3 今後のスケジュールについて」説明する。

- ・9月7日…ケアマネジャー向け説明会を開催予定
- ・10月下旬…通所・訪問事業所向け説明会を開催予定。通所・訪問サービスにおけるC型のモデル事業を実施予定。
- ・29年1月から2月…市民向け説明会を開催予定（各圏域1回で計3回）。

資料に掲載がないが、前回の会議で説明した「元気高齢者地域活躍推進事業」について近況を報告する。事業は、8月1日から市内3事業所でスタートした。研修生の状況は、各事業所、定員5名の募集に対して、マザアス大門5名、ジョイリハ東久留米4名、アルゴ式番館5名の参加があり、現在事業を進めている。

【会 長】 この件について、意見、質問等があるか。

【委 員】 A型の単価を現行単価の90%から95%程度を想定しているとのことだが、他市の例などを参考にしているのか。

【事務局】 (厚生労働省から) A型は、現行の基準から単価を緩和することが示されている。当市では、90%から95%程度を想定しているということで決定事項ではない。

【会 長】 よろしいか。

【委 員】 市民がかかわるA型サービスの内容は。

【事務局】 現行の通所と訪問サービスの人員に資格のない市民も加われるという想定である。

・訪問サービス…生活、家事援助のサービスを資格のない市民が参加する想定である。身体介護が必要な方は、従来型のサービスを利用していただく。しかし、家事援助のみのサービスで可能とケアマネジメントで判断された方には、家事援助のみの訪問サービスを利用していただき、そこに資格を持った従事者もいるが、資格のない市民も参加できることを想定している。

・通所サービス…従来型のサービスはプロの従事者が行うサービスである。A型は、緩和した基準により、これまで全員プロの従事者が担っていたところに資格のない市民が従事者として入ることを想定している。

【会 長】 他にあるか。

【委 員】 (なし)

(4) その他

【会 長】 本日予定されていたすべての議題が終了した。「(4) その他」何かあるか。

【委 員】 (なし)

【事務局】 定期巡回随時対応型訪問介護看護(以下、「定期巡回」という。)の事業所の開設に伴い報告する。

机上の配布資料は、市が無償で頒布および市ホームページに掲載している「高齢者サービス事業者ガイドブック」の7月版に掲出しているものと同じものを用意した。定期巡回の誘導については、本会で随時報告してきたところだが、8月1日に開所した。事業所名はヘルパーステーションケイビー。事業者は株式会社ホームコム。ヘルパーステーションは、有料老人ホームアヴィラージュ(運営は別の事業者)と同じ建物の中に構える。

定時巡回のサービスの利用対象者は、地域密着型サービスのため、原則、東久留米市の被保険者の方で、要介護1から5の方である。サービスの内容は、資料の図表のとおり、

オペレーションシステムにより 24 時間対応でサービスを提供する訪問介護、訪問看護、こちらが一体的にサービス提供できる在宅サービスの位置づけだ。

サービスの内容を説明する。

・「定期的な訪問」…介護職員が安否確認などを含めて短時間の身体介護を中心に訪問し、看護職員がアセスメントのため、おおむね月 1 回訪問する。

・「随時対応」…電話等で不安解消や就寝確認。状況により訪問対応を行う。訪問介護や訪問介護のサービスと比較すると、例えば、週に 2 回などの制約があるが、定期巡回では、短時間ではあるが、月の中で何回でも訪問が可能である。

・「オペレーションシステム」…利用者は、自宅の電話、携帯電話がシステムの端末となり、介護職のヘルパーも携帯電話を端末にする。端末機で利用者から呼び出しがあれば、一番近くにいるヘルパーが 24 時間対応で現場に行く（昼間は生活支援などのヘルパーの仕事をしている）。利用者とヘルパーをつなぐ機能がオペレーションシステムである。

資料 2 ページ目。在宅での 24 時間での対応を確保しまして、夜間の不穏の場合の話し相手、排泄介助、緊急時の対応などを提供するとともに、介護職員による心身のケアに対して、医療的な視点を盛り込み、在宅サービスにおいても介護職員と看護職員の連携を基本とした専門性の高いサービスを提供することを目指していると。

例えば、高齢者の夫婦の方と同居する共働きの息子夫婦がいるとして、日中、高齢の夫婦を家に残して仕事に出るのがちょっと心配なので見守りをお願いしたいというニーズにかなうサービスであると、他市の利用者の声で聞いている。

【会 長】 この件について、意見、質問等があるか。

【委 員】 料金設定の考えを伺いたい。

【事務局】 サービスの利用料のことか。

【委 員】 はい。計画（ケアプラン）を立ててもらおうと、かなりの利用料がかかると聞いているが。

【事務局】 金額の詳細はこの場で答えられないが、1 カ月間の利用料は何回訪問を受けても定額であり、利用者にとってはお得感のあるもので、事業者にとっては運営上きびしさもあるとは聞いている。そのため、事業者は、一定程度の利用者数がいないと事業として成り立ちづらい一面もあると感じている。

【委 員】 こうした情報は、現在、介護認定を受けている方全員に周知されるものか。

【事務局】 介護認定を受けている方は約 5,000 人いるため、全員に個別周知というの

は難しい。まず、広報やホームページを利用する。また、ケアマネジャーの事業所を招集して、こうした制度説明の機会が定期的にある。定期巡回に限れば要介護1から5の認定者向けのサービスのため、ケアマネジャーと契約している方が、ケアプランを作成してもらいサービスを受けるという形となる。そのため、市内のケアマネジャーの事業所には、すでにアナウンスを行っている。

【委 員】 承知した。

【会 長】 他になければ、事務局からどうぞ。

【事務局】 もう1件、事務局から報告がある。

平成12年4月の介護保険制度スタート以降、市の高齢者に対する中長期的な諸施策の方向性を示す目的から、3年ごとに東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定している。平成27年から29年度は、27年3月に策定した第6期事業計画の期間に当たるが、今後、30年3月に策定予定の30年から32年度にかかる次期の事業計画、第7期の事業計画の策定に向けて、作業を進めていく。

・今年度は、地域の高齢者の実情を把握し、地域のニーズを抽出することを目的として、高齢者アンケート調査を実施する。年末までに、地域の高齢者を対象にアンケート調査を行い、来年5月の本会で調査の結果を報告する予定である。

・アンケート調査の報告書を踏まえ、来年の秋以降に次期事業計画の骨子を定め、本会に提示する予定である。

30年3月末の事業計画策定を目指して、今後、委員の方々のご意見を頂戴する機会があるため、よろしく願いたい。

【会 長】 この件について、意見、質問等があるか。

【委 員】 アンケート調査は、毎回、同じ図式、項目でやっているのか。

【事務局】 国が定めた様式をもとに、本市独自の視点を加えた形になる。

【会 長】 他にはよろしいか。では、この事務局案で願いたい。

【委 員】 (了承)

(5) 閉会

【会 長】 今回の会議は11月の予定となる。これで第4回介護保険運営協議会を終了する。どうもありがとうございました。

閉会時刻19時40分